

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第14号

新潟県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県屋外広告物条例施行規則（平成8年新潟県規則第2号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前											
<p>（許可の表示）</p> <p>第14条 条例第17条の許可を受けた旨の表示は、別記第7号様式による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に<u>貼り付けて</u>行うものとする。ただし、当該許可に係る広告物等がはり紙又ははり札等（紙張り又は布張りのものに限る。）であるときは、当該広告物等に<u>第13条</u>の許可証印の押印を受けること（当該許可証印を印刷することを含む。）によりこれに代えることができる。</p> <p>（点検）</p> <p>第14条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第18条の2第2項の規則で定める者は、第16条第3項各号に掲げる者又は知事が指定する者の<u>行う広告物等の点検に関する技能講習を修了した者</u>とする。</p> <p>第4号様式（第11条関係）</p> <p>広告物等点検書</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>1 広告物等試験合格者 2 一級建築士</td></tr><tr><td>3 ネオン工事士 4 知事が認定する者</td></tr><tr><td>5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u></td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>注 1 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、<u>広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第14条の2第3項に定める者</u>とし、点検者の欄の（ ）内の該当する番号を○で囲むこと。</p> <p>2 （略）</p>	（略）	（略）	1 広告物等試験合格者 2 一級建築士	3 ネオン工事士 4 知事が認定する者	5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u>	（略）	<p>（許可の表示）</p> <p>第14条 条例第17条の許可を受けた旨の表示は、別記第7号様式による許可証票を、当該許可に係る広告物等の見やすい箇所に<u>はり付けて</u>行うものとする。ただし、当該許可に係る広告物等がはり紙又ははり札等（紙張り又は布張りのものに限る。）であるときは、当該広告物等に<u>前条</u>の許可証印の押印を受けること（当該許可証印を印刷することを含む。）によりこれに代えることができる。</p> <p>（点検）</p> <p>第14条の2 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第18条の2第2項の規則で定める者は、第16条第3項各号に掲げる者とする。</p> <p>第4号様式（第11条関係）</p> <p>広告物等点検書</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td></tr><tr><td>1 広告物等試験合格者 2 一級建築士</td></tr><tr><td>3 ネオン工事士 4 知事が認定する者</td></tr><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>注 1 点検者は、広告物等の高さが4メートルを超える場合には、<u>広告物等試験合格者又は新潟県屋外広告物条例施行規則第16条第3項各号に掲げる者</u>とし、点検者の欄の（ ）内の該当する番号を○で囲むこと。</p> <p>2 （略）</p>	（略）	（略）	1 広告物等試験合格者 2 一級建築士	3 ネオン工事士 4 知事が認定する者	（略）
（略）												
（略）												
1 広告物等試験合格者 2 一級建築士												
3 ネオン工事士 4 知事が認定する者												
5 <u>知事が指定する者の行う技能講習の修了者</u>												
（略）												
（略）												
（略）												
1 広告物等試験合格者 2 一級建築士												
3 ネオン工事士 4 知事が認定する者												
（略）												

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正は、公布の日から施行する。